給与支払報告書及び特別徴収税額通知書

規格・ファイルの仕様等

（磁気ディスク・光ディスク）

八王子市 財政部 住民税課

令和６年（2024 年）10 月 改訂

給与支払報告書を光ディスク等により提出する場合の仕様は、次のとおりです。

○ 光ディスク等により調製する場合の規格及び、ファイルの仕様は別紙1による。

○ 給与支払報告書の光ディスク等のレコードの内容及びレコード作成要領は別紙2による。

○ 特別徴収税額通知書を書面と併せて光ディスク等で行う場合の規格及び、レコードの内容は別紙 3 による。

別紙１
1. 光ディスク等の規格

提出することができる磁気ディスク（ＦＤ）及び光ディスク（ＣＤ・ＤＶＤ）は、次に掲げるものとする。

(1)　ＦＤ
① サイズ　３．５インチ
② 規格　２ＨＤ
③ 記憶容量　１．４４ＭＢ
④ 記録形式 フォーマット ＭＳ－ＤＯＳ（ＦＡＴ形式）
ファイル形式 ＣＳＶ（カンマ区切形式）
⑤ 記録コード シフトＪＩＳ
⑥ 漢字水準　ＪＩＳの第１水準及び第２水準

(2)　ＣＤ
① サイズ　１２㎝
② 規格 ＣＤ－Ｒ
③ 記憶容量　６５０ＭＢ（７００ＭＢも可）
④ 記録形式
フォーマット　ＩＳＯ　９６６０（Ｌｅｖｅｌ２）／Ｊｏｌｉｅｔ
※書き込みは、ディスクアットワンス（シングルセッション）方式とする。
ファイル形式 ＣＳＶ（カンマ区切形式）
⑤ 記録コード シフトＪＩＳ
⑥ 漢字水準　ＪＩＳの第１水準及び第２水準

(3)　ＤＶＤ
① サイズ　１２㎝
② 規格 ＤＶＤ－Ｒ
③ 記憶容量 片面４．７ＧＢ
④ 記録形式
フォーマット　ＩＳＯ　９６６０（Ｌｅｖｅｌ２）／Ｊｏｌｉｅｔ
※書き込みは、ディスクアットワンス（シングルセッション）方式とする。
ファイル形式 ＣＳＶ（カンマ区切形式）
⑤ 記録コード シフトＪＩＳ
⑥ 漢字水準　ＪＩＳの第１水準及び第２水準

2. ファイルの仕様

ファイル名は「315dat**.txt」と記録する。

なお、ファイル名の一部にある「**」には、ファイル数により、「01」から「99」を記録する。

（例）２枚の FD に分けて提出する場合

- １枚目の FD に格納するファイル名…「 315dat01.txt」
- ２枚目の FD に格納するファイル名…「 315dat02.txt」

別紙２　レコードの内容及びレコードの作成要領

1.　レコード

給与支払報告書（総務省通知形式 CSV）							
No.	CSV 項目名称	データの意味	入力文字				備考
			必須	型	文字属性	文字数	
1	法定資料の種類	「315」を記録する。	○		半角	3	315 であること
2	整理番号１	税務署から連絡されている「整理番号１（10 桁の数字)」を記録する			半角	10	
3	本支店等区分番号	税務署に連絡した本店及び支店等の各提出義務者を区分する番号（一連番号、支店番号等）を記録する。			半角	5	
4	提出義務者の住所（居所）又は所在地	提出義務者の住所（居所）又は所在地を記録する。	○		全角	60	
5	提出義務者の氏名又は名称	提出義務者の氏名又は名称を記録する。	○		全角	30	
6	提出義務者の電話番号	提出義務者の電話番号を記録する。 (例)「03-1234-5678」、「03(1234)5678」			半角	15	
7	整理番号２	税務署から連絡されている「整理番号２（13 桁の数字)」を記録する。			半角	13	
8	提出者の住所（居所）又は所在地	記録を省略する。			全角	60	

9	提出者の氏名又は名称	記録を省略する。			全角	30	
10	訂正表示	提出済みの誤りレコードを無効とするためのレコードの場合には「1」、それ以外の場合 には「0」を記録する。	○		半角	1	0 又は 1 であること
11	年分	支払の確定した年を和暦で記録する。なお、元年～9 年については、前ゼロを付加して「01」～「09」と記録する。	○		半角	2	01～99 の範囲内であること
12	支払を受ける者－住所又は居所	支払を受ける者の住所又は居所を記録する。	○		全角	60	
13	支払を受ける者－国外住所表示	支払を受ける場合の住所又は居所が国内である場合には「0」を、国外である場合には「1」を記録する。			半角	1	0 又は 1 であること
14	支払を受ける者－氏名	支払を受ける者の氏名を記録する。	○		全角	30	
15	支払を受ける者－役職名	書面による場合の記載に準じて記録する。			全角	15	
16	種別	同上			全角	10	
17	支払金額	同上　　(注)未払金額を含む。			半角	10	0 以上であること
18	未払金額	書面による場合の記載に準じて記録する。			半角	10	0 以上であること
19	給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後）	同上			半角	10	0 以上であること
20	所得控除の額の合計額	書面による場合の記載に準じて記録する。			半角	10	0 以上であること
21	源泉徴収税額	同上　　(注)未徴収税額を含む。			半角	10	0 以上であること

22	未徴収税額	書面による場合の記載に準じて記録する。			半角	10	0 以上であること
23	(源泉)控除対象配偶者の有無	書面による場合の記載に準じて記録する。 主たる給与等において、控除対象配偶者（年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者）を有する場合には「1」、それ以外の場合には「2」を記録する。 また、従たる給与等において、源泉控除対象配偶者を有する場合には「3」、それ以外の場合には「4」を記録する。			半角	1	1～4 の範囲内であること
24	老人控除対象配偶者	老人控除対象配偶者を有する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。			半角	1	0 又は 1 であること
25	配偶者（特別）控除の額	書面による場合の記載に準じて記録する。			半角	10	0 以上であること
26	控除対象扶養親族の数－特定－主	控除対象扶養親族の数を特定、老人、その他の区分及び主たる給与等と従たる給与等の区分に応じ、書面による場合の記載に準じて記録する。			半角	2	
27	控除対象扶養親族の数－特定－従				半角	2	
28	控除対象扶養親族の数－老人－主				半角	2	
29	控除対象扶養親族の数－老人－上の内訳				半角	2	
30	控除対象扶養親族の数－老人－従				半角	2	
31	控除対象扶養親族の数－その他－主				半角	2	
32	控除対象扶養親族の数－その他－				半角	2	
33	障害者の数－特別障害者	障害者の数を特別障害者とその他の障害者の区分			半角	2	

34	害者の数－上の内訳	に応じ、書面による場合の記載に準じて記録する。			半角	2	
35	障害者の数－その他				半角	2	
36	社会保険料等の金額	書面による記載に準じて記録する。			半角	10	0 以上であること
37	上の内訳	社会保険料等の金額の内訳を書面による場合の記載に準じて記録する。			半角	10	0 以上であること
38	生命保険料の控除額	書面による場合の記載に準じて記録する。			半角	10	0 以上であること
39	地震保険料の控除額	同上			半角	10	0 以上であること
40	住宅借入金等特別控除等の額	同上			半角	10	0 以上であること
41	旧個人年金保険料の金額	同上			半角	10	0 以上であること
42	配偶者の合計所得	同上			半角	10	0 以上であること
43	旧長期損害保険料の金額	同上			半角	10	0 以上であること
44	受給者の生年月日－元号	受給者の生年月日の元号、年、月及び日を記録する。この場合、元号については、昭和は「1」、大正は「2」、明治は「3」、平成は「4」、令和は「5」、その他は「9」を記録し、また「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で 2 桁を使用し、1 桁の場合は前ゼロを付加して記録する。 (例)「令和元年 9 月 30 日 → 5,01,09,30」	○		半角	1	1～5 又は 9 の範囲内であること
45	受給者の生年月日－年		○		半角	2	01～99 の範囲内であること
46	受給者の生年月日－月		○		半角	2	01～12 の範囲内であること
47	受給者の生年月日－日		○		半角	2	01～31 の範囲内であること

48	夫あり	記録を省略する。			半角	1	
49	未成年者	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。			半角	1	0 又は 1 であること
50	乙欄適用	同上			半角	1	0 又は 1 であること
51	本人がー特別障害者	同上			半角	1	0 又は 1 であること
52	本人がーその他の障害者	同上			半角	1	0 又は 1 であること
53	老年者	記録を省略する。			半角	1	
54	寡婦	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。			半角	1	0 又は 1 であること
55	寡夫	記録しないでください。			半角	1	
56	勤労学生	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。			半角	1	0 又は 1 であること
57	死亡退職	同上			半角	1	0 又は 1 であること
58	災害者	同上			半角	1	0 又は 1 であること
59	外国人	同上			半角	1	0 又は 1 であること
60	中途就・退職ー中途就職・退職の区分	中途就・退職の区分及びその年月日を記録する。この場合、中途就・退職の区分は、中途就職の場合には「1」、中途退職の場合には「2」、それ以外の場合には「0」を記録する。 また、「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で 2 桁を使用し、1 桁の場合は前ゼロを付			半角	1	0 以上、2 以下であること
61	中途就・退職ー年				半角	2	01～99 の範囲内であること

62	中途就・退職－月	加して記録する。(「年」については和暦とする。) (例)「平成 28 年 9 月 30 日 → 28,09,30」			半角	2	01～12 の範囲内であること
63	中途就・退職－日				半角	2	01～31 の範囲内であること
64	住所（居所）又は所在地	他の支払者の住所（居所）又は所在地を記録する。			全角	60	
65	国外住所表示	他の支払者の住所（居所）又は所在地が国内である場合には「0」を、国外である場合には「1」を記録する。			半角	1	0 又は 1 であること
66	氏名又は名称	他の支払者の氏名又は名称を記録する。			全角	30	
67	給与等の金額	書面による場合の記載に準じて記録する。			半角	10	0 以上であること
68	徴収した額	同上			半角	10	0 以上であること
69	控除した社会保険料の金額	同上			半角	10	0 以上であること
70	災害者に係る徴収猶予税額	同上			半角	10	0 以上であること
71	他の支払者のもとを退職した年月日－年	同上　　また、「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で 2 桁を使用し、1 桁の場合は前ゼロを付加して記録する。(「年」については和暦とする。)　(例)「平成 28 年 9 月 30 日 → 28,09,30」			半角	2	01～99 の範囲内であること
72	他の支払者のもとを退職した年月日－月				半角	2	01～12 の範囲内であること
73	他の支払者のもとを退職した年月日－日				半角	2	01～31 の範囲内であること

74	住宅借入金等特別控除等適用家屋居住年月日(1 回目)－年	年末調整の際に所得税における住宅借入金等特別控除（以下「住借控除」という。）の適用を受ける場合、その適用に係る家屋への居住開始年月日を記録する。 また、「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で 2 桁を使用し、1 桁の場合は前ゼロを付加して記録する。（「年」については和暦とする。） (例)「平成 28 年 9 月 30 日 → 28,09,30」			半角	2	01～99 の範囲内であること
75	住宅借入金等特別控除等適用家屋居住年月日(1 回目)－月				半角	2	01～12 の範囲内であること
76	住宅借入金等特別控除等適用家屋居住年月日(1 回目)－日				半角	2	01～31 の範囲内であること
77	住宅借入金等特別控除適用数	年末調整の際に所得税における住借控除の適用を受ける場合、当該控除の適用数を記録する。 (例)租税特別措置法第 41 条第 1 項と同法第 41 条の 3 の 2 第 1 項の適用を受ける場合には「2」を記録する。6			半角	1	
78	住宅借入金等特別控除可能額	書面による場合の記載に準じて記録する。			半角	10	0 以上であること
79	住宅借入金等特別控除区分(1 回目)	住宅の新築・購入又は増改築の区分により、次の番号を記録する。 租税特別措置法第 41 条第 1 項又は第 6 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「01」、同法同条第 10 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「02」、同法第 41 条の 3 の 2 第 1 項又は第 5 項に規定する特定増改築に係る特別控除は「03」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「04」を記録する。 なお、租税特別措置法第 41 条第 5 項又は同法第 41 条の 3 の 2 第 15 項に規定する特定取得に該当する場合で、同法第 41 条第 1 項又は第 6 項に規定する			半角	2	01～04 又は 11～13 の範囲内であること

		住宅借入金等を有する場合の特別控除は「11」、同法同条第 10 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「12」、同法第 41 条の 3 の 2 第 1 項又は第 5 項に規定する特定増改築に係る特別控除は「13」、同法第 41 条第 14 項に規定する特別特定取得に該当する場合（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第６条第５項に規定する特例取得に該当する場合及び同法第６条の２第２項に規定する特別特例取得に該当する場合を含む。）で、同法同条第 13 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「21」、同法同条第 16 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「22」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「24」を記録する。 また、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第６条の２に規定する特例特別特例取得に該当する場合は、租税特別措置法第 41 条第１項又は第６項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「31」、同法同条第 10 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「32」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「34」を記録する。 おって、租税特別措置法第 41 条第 18 項に規定する特例居住用家屋又は同法同条第 19 項に規定する特例認定住宅等に該当する場合は、同法同条第１項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「41」、同法同条第 10 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「42」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「44」を記録してください。 なお、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、１回目の所得税における住借控除の適用					

		について記録する。					
80	住宅借入金等の額(1 回目)	租税特別措置法第 41 条の 3 の 2 第 1 項又は第 5 項に規定にする増改築等住宅借入金等の金額を記録する。 また、住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、1 回目の所得税における住借控除の適用について、租税特別措置法第 41 条第 1 項、第 6 項、第 10 項、第 13 項若しくは第 16 項又は同法第 41 条の 3 の 2 第 1 項若しくは第 5 項に規定する（特定増改築等）住宅借入金等の金額を記録する。			半角	8	0 以上であること
81	住宅借入金等特別控除等適用家屋居住年月日(2 回目)－年	住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、2 回目の所得税における住借控除の適用を受ける家屋への居住開始年月日を記録する。 　また、「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で 2 桁を使用し、1 桁の場合は前ゼロを付加して記録する。(「年」については和暦とする。) （例)「平成 28 年 9 月 30 日 → 28,09,30」			半角	2	01～99 の範囲内であること
82	住宅借入金等特別控除等適用家屋居住年月日(2 回目)－月				半角	2	01～12 の範囲内であること
83	住宅借入金等特別控除等適用家屋居住年月日(2 回目)－日				半角	2	01～31 の範囲内であること

84	住宅借入金等特別控除区分(2回目)	住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、2回目の所得税における住借控除の適用について、次の番号を記録する。 租税特別措置法第41条第1項又は第6項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「01」、同法同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「02」、同法第41条の3の2第1項又は第 5 項に規定する特定増改築に係る特別控除は「03」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合は「04」を記録する。 なお、租税特別措置法第41条第5項又は同法第41条の3の2第15項に規定する特定取得に該当する場合で、同法第41条第1項又は第6項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「11」、同法同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「12」、同法第41条の3の2第1項又は第 5 項に規定する特定増改築に係る特別控除は「13」、同法第41条第14項に規定する特別特定取得に該当する場合（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第6条第5項に規定する特例取得に該当する場合及び同法第6条の2第2項に規定する特別特例取得に該当する場合を含む。）で、同法同条第13項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「21」、同法同条第16項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「22」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「24」を記録する。 また、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第6条の2に規定する特例特別特例取得に該当する場合は、租税特別措置法第41 条第1項又は第6項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除			半角	2	01～04又は11～13の範囲内であること

		は「31」、同法同条第 10 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「32」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「34」を記録する。 おって、租税特別措置法第 41 条第 18 項に規定する特例居住用家屋又は同法同条第 19 項に規定する特例認定住宅等に該当する場合は、同法同条第 1 項に規定する住宅借入金等 を有する場合の特別控除は「41」、同法同条第 10 項に規定する住宅借入金等を有する場合 の特別控除は「42」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「44」を記録する。					
85	住宅借入金等の額(2 回目)	住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、2 回目の所得税における住借控除の適用について租税特別措置法第 41 条第 1 項、第 6 項、第 10 項、第 13 項若しくは第 16 項又は同法第 41 条の 3 の 2 第 1 項若しくは第 5 項の規定により所得税における住借控除の適用を受ける場合、当該規定に規定する増改築等住宅借入金等の金額を記録する。			半角	8	0 以上であること
86	摘要	書面による場合の記載に準じて記録する。 住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合には、3 回目以降の新築・購入又は増改築の区分を「住借区分（何回目）××」、所得税における住借控除の適用を受ける家屋への居住開始年月日を「住借控除居住年月日（何回目）××年××月××日」、住宅借入金等の額を「住借額（何回目）×××円」と記録する。 退職手当等の支払を受ける配偶者又は扶養親族がいる場合には、その者の氏名、配偶者である場合は「退配」又は扶養親族である場合は「退扶」、生年月日（「元号」については、明治「1」、大正「2」、昭和「3」、平成「4」、令和「5」を記録し、「年」、			全角	300	

		「月」及び「日」については、2 桁を使用し、1 桁の場合は前ゼロを付加して記録する。)、住所（同居の場合には「同」、別居の場合には「別」を記録する。)、障害者である場合は「普」又は特別障害者である場合は「特」、配偶者が非居住者である場合又は扶養親族が30歳未満又は70歳以上の非居住者である場合は「1」、扶養親族が 30 歳以上 70 歳未満の非居住者で留学生である場合は「2」、扶養親族が30歳以上70歳未満の非居住者で障害者である場合は「3」、扶養親族が 30 歳以上 70 歳未満の非居住者で生活費等に充てるための支払を 38 万円以上受けている者である場合は「4」、又は国内居住者である場合は「0」、合計所得金額の見積額を記録する。納税者が寡婦又はひとり親に該当しない場合は「0」、寡婦（退職手当等の支払を受ける扶養親族がいる場合に限る。）に該当する場合は「1」又はひとり親（退職手当等の支払を受ける扶養親族がいる場合に限る。）に該当する場合は「2」を記録する。					
87	新生命保険料の金額	書面による場合の記載に準じて記録する。			半角	10	0 以上であること
88	旧生命保険料の金額	同上			半角	10	0 以上であること
89	介護医療保険料の金額	同上			半角	10	0 以上であること
90	新個人年金保険料の金額	同上			半角	10	0 以上であること
91	16 歳未満扶養親族の数	同上			半角	2	
92	国民年金保険料等の金額	同上			半角	10	0 以上であること
93	非居住者である親族の数	同上			半角	2	

94	提出義務者の個人番号又は法人番号	提出義務者の個人番号（12 桁の数字）又は法人番号（13 桁の数字）を記録する。			半角	13	13 桁以内であること
95	支払を受ける者の個人番号	支払を受ける者の個人番号（12 桁の数字）を記録する。			半角	12	12 桁であること
96	（源泉・特別）控除対象配偶者－フリガナ	控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者（年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者）の氏名のフリガナを記録する。			全角	30	
97	（源泉・特別）控除対象配偶者－氏名	控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者（年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者）の氏名を記録する。			全角	30	
98	（源泉・特別）控除対象配偶者－区分	控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者（年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者）が非居住者の場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。			半角	2	00 又は 01 であること
99	（源泉・特別）控除対象配偶者－個人番号	控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者（年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者）の個人番号（12 桁の数字）を記録する。			半角	12	12 桁であること
100	控除対象扶養親族(1)－フリガナ	控除対象扶養親族(1)の氏名のフリガナを記録する。			全角	30	
101	控除対象扶養親族(1)－氏名	控除対象扶養親族(1)の氏名を記録する。			全角	30	
102	控除対象扶養親族(1)－区分	控除対象扶養親族(1)が非居住者で 30 歳未満又は 70 歳以上の場合には「01」、非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ留学により国内に住所及び居所を有			半角	2	00 又は 01 であること

		しなくなった者の場合には「02」、非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ障害者の場合には「03」、非居住者で30歳以上70歳未満かつ扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育に充てるための支払を 38 万円以上受けている者の場合には「04」、それ以外の場合には「00」を記録する。					
103	控除対象扶養親族(1)－個人番号	控除対象扶養親族(1)の個人番号（12 桁の数字）を記録する。			半角	12	12 桁であること
104	控除対象扶養親族(2)－フリガナ	控除対象扶養親族(2)の氏名のフリガナを記録する。			全角	30	
105	控除対象扶養親族(2)－氏名	控除対象扶養親族(2)の氏名を記録する。			全角	30	
106	控除対象扶養親族(2)－区分	控除対象扶養親族(2)が非居住者で 30 歳未満又は 70 歳以上の場合には「01」、非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者の場合には「02」、非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ障害者の場合には「03」、非居住者で30歳以上70歳未満かつ扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育に充てるための支払を 38 万円以上受けている者の場合には「04」、それ以外の場合には「00」を記録する。			半角	2	00 又は 01 であること
107	控除対象扶養親族(2)－個人番号	控除対象扶養親族(2)の個人番号（12 桁の数字）を記録する。			半角	12	12 桁であること
108	控除対象扶養親族(3)－フリガナ	控除対象扶養親族(3)の氏名のフリガナを記録する。			全角	30	

109	控除対象扶養親族(3)－氏名	控除対象扶養親族(3)の氏名を記録する。			全角	30	
110	控除対象扶養親族(3)－区分	控除対象扶養親族(3)が非居住者で 30 歳未満又は 70 歳以上の場合には「01」、非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者の場合には「02」、非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ障害者の場合には「03」、非居住者で30歳以上70歳未満かつ扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育に充てるための支払を 38 万円以上受けている者の場合には「04」、それ以外の場合には「00」を記録する。			半角	2	00 又は 01 であること
111	控除対象扶養親族(3)－個人番号	控除対象扶養親族(3)の個人番号（12 桁の数字）を記録する。			半角	12	12 桁であること
112	控除対象扶養親族(4)－フリガナ	控除対象扶養親族(4)の氏名のフリガナを記録する。			全角	30	
113	控除対象扶養親族(4)－氏名	控除対象扶養親族(4)の氏名を記録する。			全角	30	
114	控除対象扶養親族(4)－区分	控除対象扶養親族(4)が非居住者で 30 歳未満又は 70 歳以上の場合には「01」、非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者の場合には「02」、非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ障害者の場合には「03」、非居住者で30歳以上70歳未満かつ扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育に充てるための支払を 38 万円以上受けている者の場合には「04」、それ以外の場合には「00」を記録する。			半角	2	00 又は 01 であること

115	控除対象扶養親族(4)－個人番号	控除対象扶養親族(4)の個人番号（12 桁の数字）を記録する。			半角	12	12 桁であること
116	16 歳未満の扶養親族(1)－フリガナ	16 歳未満の扶養親族(1)の氏名のフリガナを記録する。			全角	30	
117	16 歳未満の扶養親族(1)－氏名	16 歳未満の扶養親族(1)の氏名を記録する。			全角	30	
118	16 歳未満の扶養親族(1)－区分	16 歳未満の扶養親族(1)が非居住者の場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。			半角	2	00 又は 01 であること
119	16 歳未満の扶養親族(1)－個人番号	16 歳未満の扶養親族(1)の個人番号（12 桁の数字）を記録する。			半角	12	12 桁であること
120	16 歳未満の扶養親族(2)－フリガナ	16 歳未満の扶養親族(2)の氏名のフリガナを記録する。			全角	30	
121	16 歳未満の扶養親族(2)－氏名	16 歳未満の扶養親族(2)の氏名を記録する。			全角	30	
122	16 歳未満の扶養親族(2)－区分	16 歳未満の扶養親族(2)が非居住者の場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。			半角	2	00 又は 01 であること
123	16 歳未満の扶養親族(2)－個人番号	16 歳未満の扶養親族(2)の個人番号（12 桁の数字）を記録する。			半角	12	12 桁であること
124	16 歳未満の扶養親族(3)－フリガナ	16 歳未満の扶養親族(3)の氏名のフリガナを記録する。			全角	30	

125	16 歳未満の扶養親族(3)－氏名	16 歳未満の扶養親族(3)の氏名を記録する。			全角	30	
126	16 歳未満の扶養親族(3)－区分	16 歳未満の扶養親族(3)が非居住者の場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。			半角	2	00 又は 01 であること
127	16 歳未満の扶養親族(3)－個人番号	16 歳未満の扶養親族(3)の個人番号（12 桁の数字）を記録する。			半角	12	12 桁であること
128	16 歳未満の扶養親族(4)－フリガナ	16 歳未満の扶養親族(4)の氏名のフリガナを記録する。			全角	30	
129	16 歳未満の扶養親族(4)－氏名	16 歳未満の扶養親族(4)の氏名を記録する。			全角	30	
130	16 歳未満の扶養親族(4)－区分	16 歳未満の扶養親族(4)が非居住者の場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。			半角	2	00 又は 01 であること
131	16 歳未満の扶養親族(4)－個人番号	16 歳未満の扶養親族(4)の個人番号（12 桁の数字）を記録する。			半角	12	12 桁であること
132	5 人目以降の控除対象扶養親族の個人番号	書面による場合の記載に準じて記録する。			全角	100	
133	5 人目以降の 16 歳未満の扶養親族の個人番号	同上			全角	100	
134	普通徴収	該当する場合には「１」を記録し、それ以外の場合には「０」を記録する。			半角	1	0 又は 1 であること
135	青色専従者	同上			半角	1	0 又は 1 であること
136	条約免除	同上			半角	1	0 or 1 であること

137	支払を受ける者のフリガナ	支払を受ける者の氏名のフリガナを記録する。	○		半角	60	
138	受給者番号	支払者(特別徴収義務者)において受給者に付設した番号を記録する。			半角	25	
139	提出先市町村コード	提出先の全国地方公共団体コードを記録する。	○		半角	6	
140	指定番号	提出先市町村の指定した番号を記録する。なお、新たに市町村に給与支払報告書を提出することとなった等により前年度の指定番号がない場合には、記録を省略する			半角	12	文字属性については、半角英数字及び半角ハイフンのみ許容する。
141	基礎控除の額	書面による場合の記載に準じて記録する。			半角	10	0 以上であること
142	所得金額調整控除額	書面による場合の記載に準じて記録する。			半角	10	0 以上であること
143	ひとり親	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。			半角	1	0 又は 1 であること

2. 各項目の記載に当たっての留意事項

(1) 各項目共通

イ. 半角文字の「,（カンマ）」は、各項目の区切り以外に使用しない。

（例）支払金額等の項目 … × 1,200,000
○ 1200000

ロ. 記録すべき事項がない項目については記録を省略して区切りを表す「,（カンマ）」を記録する。（ＣＳＶ形式では必ず「,（カンマ）」で各項目が区切られていなければならない。）

ただし、項目の文字数分のスペースを記録して「,（カンマ）」を記録しても差し支えない。

（例）半角 10 文字の項目が記録不要の場合は、次のいずれかで記録する。
- 前の項目,, 後の項目
- 前の項目, △△△△△△△△△△, 後の項目（△は半角スペースを表す。）

(2) 住所、居所又は所在地

イ. 都道府県名から順次記録する。ただし、都道府県名については省略しても差し支えない。

（例）○ 東京都中央区銀座１－１－１
○ 中央区銀座１－１－１
○ 大阪市中央区大手前２－２－２
× 中央区大手前２－２－２ → ○大阪市中央区大手前２－２－２

（注）政令指定都市については、市名を省略しない。

ロ. 正式な町名にカナが含まれている場合を除き、漢字で記録する。

（例）× 名古屋市港区アキハ１－１－１
× 名古屋市港区あきは１－１－１
➡ ○ 名古屋市港区秋葉１－１－１
○ 名古屋市港区いろは町２－２－２

ハ. ～県、～市、～村等の「県」「市」「村」等の文字については、省略あるいは句読点等による記録はしない。

（例）× 神奈川 横浜 港北 新横浜 １－１－１
× 神奈川、横浜、港北、新横浜、１－１－１
○ 神奈川県横浜市港北区新横浜１－１－１

ニ. 都道府県、市町村、字等の区切りは不要であるが、全角スペース１文字分による区切りがあっても差し支えない。

（例）○ 神奈川県横浜市港北区新横浜１－１－１
○ 神奈川県□横浜市□港北区□新横浜□１－１－１
× 神奈川県、横浜市、港北区、新横浜、１－１－１
× 神奈川県□□横浜市□□港北区□□新横浜□□１－１－１

（注）「□」はスペース１文字分を表す。

ホ．　住所の記載に当たって、「丁目」「番地」「号」等の文字の代わりに記号を使用する場合は、「－」「～」「・」以外の記号を使用しない。

（例）○　千代田区丸の内１－１－１
○　千代田区丸の内１～１～１
×　千代田区丸の内１，１，１

ヘ．　様方、気付は、この項目に記録し、氏名又は名称の項目には記録しない。

ト．　郵便番号は記録しない。

(3) 氏名又は名称

イ．　個人の姓と名の区切りには、全角スペース１文字分を記録する。ただし、区切りがない場合は、そのままでも差し支えない。

ロ．　個人の肩書等は記録しない。

（例）×　税理士　総務　太郎　→　○　総務　太郎

ハ．　法人の代表者名等は記録しない。

（例）

×　総務産業株式会社　代表取締役　総務　太郎　→　○　総務産業株式会社

ニ．　法人の組織名については、次の略称を使用しても差し支えないが、この場合には必ずカッコを付す。

（例）　○　総務産業（株）　　○　（株）総務産業
○　総務産業（株　　○　株）総務産業
×　総務産業　株）　　×　（株　総務産業
×　総務産業／株　　×　株、総務産業

組 織 名	略　　称	組 織 名	略　　称
株式会社	株、ＫＫ、カ、カブ	企業連合	企業、企、キ、キギョウ
有限会社	有、ユ、ユウ	組合連合会	組連、クミレン
合資会社	資、シ	財団法人	財、ザイ
合名会社	名、メ、メイ	社団法人	社、シャ
医療法人	医、イ	社会福祉法人	福、フク
協同組合	協、キョウ、キヨウ	宗教法人	宗、シュウ、シユウ
農業協同組合	農、ノウ	学校法人	学、ガク
漁業協同組合	漁、ギョ、ギヨ		

(4) 外字の取扱い

ＪＩＳ第１水準及び第２水準以外の漢字、カナ、記号等（以下「外字等」という。）及び半角文字は、次のとおり取扱う。

イ． 半角文字のカナ、英数字、記号、丸付き数字、カッコ付き漢字等は、ＪＩＳ第１水準及び第２水準の全角文字に変換する。

（例） 「ｱ 」（半角文字のｱ） →「ア」（全角１文字）
「１ 」（半角文字の 1） →「 １ 」（全角１文字）
「㈱」（拡張文字の㈱ ） →「（株）」（全角３文字）

ロ． 人名等に使用されている漢字等で、他の文字に変換できないものが含まれている場合には、原則として、その人名等をカナで記録する。

ハ． 外字がいわゆる異字体又は旧字体の場合で、それらを統一文字又は新字体に変換できるものは、それぞれの文字に変換する。

（例） 「大﨟」 → 「大臘」
「齋藤」 → 「斉藤」

3. 光ディスク等の提出に当たっての留意事項

(1) 光ディスク等の提出の際は、正本・副本の両方を提出する。

(2) 提出する光ディスク等には、次の事項を明示する。

ａ.提出先市町村名　ｂ.提出者名　ｃ.提出者住所
ｄ.指定番号　ｅ.提出件数　ｆ.提出年月日
ｇ.正本・副本の区別　ｈ.総数及び一連番号

イ．光ディスク

光ディスクにより提出する場合には、レーベル面に次の記載事項を油性フェルトペン等で記載する。

※筆先の硬い筆記用具は使用しない。

ロ．磁気ディスク

磁気ディスクにより提出する場合には、適宜ラベルに上記の記載事項を記載の上、貼付する。

（例）外部ラベルの例

① 提出先市町村名：
② 提出者名：
③ 提出者住所：

④ 指定番号：
⑤ 提出件数：
⑥ 提出年月日：
□正本 □副本 ＿＿枚のうち＿＿枚

(3)　提出された光ディスク等は返却しない。

(4)　提出の際にはファイルがコンピューター・ウイルスに感染しないことを十分に確認する。

別紙３
1. 光ディスク等の規格

(1)　ＦＤ
① サイズ　３．５インチ
② 規格　２ＨＤ
③ 記憶容量　１．４４ＭＢ
④ 記録形式 フォーマット　ＭＳ－ＤＯＳ（ＦＡＴ形式）
ファイル形式　ＣＳＶ（カンマ区切形式）
⑤ 記録コード シフトＪＩＳ
⑥ 漢字水準　ＪＩＳの第１水準及び第２水準

(2)　ＣＤ
① サイズ　１２ｃｍ
② 規格　ＣＤ－Ｒ
③ 記憶容量　６５０ＭＢ（７００ＭＢも可）
④ 記録形式
フォーマット　ＩＳＯ　９６６０（Ｌｅｖｅｌ２）／Ｊｏｌｉｅｔ
※書き込みは、ディスクアットワンス（シングルセッション）方式とする。
ファイル形式　ＣＳＶ（カンマ区切形式）
⑤ 記録コード シフトＪＩＳ
⑥ 漢字水準　ＪＩＳの第１水準及び第２水準

(3)　ＤＶＤ
① サイズ　１２ｃｍ
② 規格　ＤＶＤ－Ｒ
③ 記憶容量 片面４．７ＧＢ
④ 記録形式
フォーマット　ＩＳＯ　９６６０（Ｌｅｖｅｌ２）／Ｊｏｌｉｅｔ
※書き込みは、ディスクアットワンス（シングルセッション）方式とする。
ファイル形式　ＣＳＶ（カンマ区切形式）
⑤ 記録コード シフトＪＩＳ
⑥ 漢字水準　ＪＩＳの第１水準及び第２水準

２　レコードの内容

レコードの内容は、次頁のとおりとする。

レコードの内容

(1) 総括表情報

項番	項目名			入力文字基準		記録要領
1	特別徴収年度			半角	4 文字	特別徴収の対象年度を西暦で記録する。 (例)「令和 5 年度　→　2023」
2	通知先	郵便番号		半角	7 文字	通知先の郵便番号を記録する。 (例)「0010021」
3		住所（居所）又は所在地		全角	60 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
4		氏名又は名称		全角	30 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
5	特別徴収税額（年税額）			半角	15 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
6	課税人員			半角	12 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
7	非課税人員			半角	9 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
8	特別徴収税額（月割額）	6 月分	人数	半角	6 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
9			納付額	半角	12 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
10		7 月分	人数	半角	6 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
11			納付額	半角	12 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
12		8 月分	人数	半角	6 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
13			納付額	半角	12 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
14		9 月分	人数	半角	6 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
15			納付額	半角	12 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
16		10 月分	人数	半角	6 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
17			納付額	半角	12 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
18		11 月分	人数	半角	6 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
19			納付額	半角	12 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
20		12 月分	人数	半角	6 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
21			納付額	半角	12 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。

22	項番 8～21 と同じ	1 月分	人数	半角	6 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
23			納付額	半角	12 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
24		2 月分	人数	半角	6 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
25			納付額	半角	12 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
26		3 月分	人数	半角	6 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
27			納付額	半角	12 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
28		4 月分	人数	半角	6 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
29			納付額	半角	12 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
30		5 月分	人数	半角	6 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
31			納付額	半角	12 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
32	備考			全角	20 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
33	決定（変更）通知文			全角	480 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
34	課税市町村名			全角	60 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
35	発行年月日			半角	8 文字	通知を発行した年月日を西暦で記録する。 （例）「令和 5 年 5 月 16 日　→　20230516」
36	課税市町村長名	市町村名		全角	20 文字以内	通知をする市町村の名称を記録する。
37		氏名		全角	20 文字以内	通知をする市町村の長の氏名を記録する。
38	特別徴収義務者	氏名又は名称		全角	30 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
39		個人番号又は法人番号		半角	13 文字以内	個人番号（12 桁の数字）又は法人番号（13 桁の数字）を記録する。

(2) 個人別明細情報

項番	項目名	入力文字基準		記録要領
1	指定番号	半角	12 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
2	宛名番号	半角	11 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
3	市町村コード	半角	6 文字	全国地方公共団体コードを 6 桁で記録する。 （例）「東京都八王子市　→　132012」
4	受給者番号	半角	25 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。

5	納税義務者	住所	全角	60 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
6		漢字氏名	全角	30 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
7		カナ氏名	半角	60 文字以内	納税義務者のカナ氏名を記録する。
8		個人番号	半角	12 文字以内	個人番号（12 桁の数字）を記録する。
9	特別徴収税額（年税額）		半角	9 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
10	特別徴収税額（月割額）	6 月分	半角	8 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
11		7 月分	半角	8 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
12		8 月分	半角	8 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
13		9 月分	半角	8 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
14		10 月分	半角	8 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
15		11 月分	半角	8 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
16		12 月分	半角	8 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
17		1 月分	半角	8 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
18		2 月分	半角	8 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
19		3 月分	半角	8 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
20		4 月分	半角	8 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
21		5 月分	半角	8 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
22	変更月		半角	2 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
23	摘要		全角	40 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。